

平成29年度 入札・契約制度改正について

高知県土木部

(問い合わせ)建設管理課(契約担当)※H29/4/1から土木政策課に改称予定
電話:088-823-9813(直通)

平成29年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

1 調査基準価格の改定

低入札価格調査制度に係る調査基準(調査基準価格)について、国及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改定に合わせ、下記のとおり改定します。

	建築工事以外	建築工事	範囲
直接工事費	×0.95 → 0.97	×0.9×0.95 → ×0.9× 0.97	予定価格の0.7を下限0.9を上限
共通仮設費	×0.9	×0.9	
現場管理費	×0.9	(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9	
一般管理費	×0.55	×0.55	

◆失格基準は変更ありません(従来どおり。)

2 総合評価方式の評価基準の変更

総合評価方式の一般競争入札において、総合評価基準の一部を改めます。

①同種・類似工事の実績

実績「1件」についても評価対象として、加点することとします。

実績	現行	改正
3件以上	10点	10点 (変更なし)
2件	5点	5点 //
1件	0点	2.5点 【新設】
0件	0点	0点 (変更なし)

②同種・類似工事の成績評定

配点区分を細分化し、成績評定の平均点をより詳細に反映する形にします。

現行		改正	
成績評定平均 80点以上	15点	成績評定平均 80点以上	15点
// 75点以上80点未満	10点	// 78点以上80点未満	12.5点
		// 76点以上78点未満	10点
// 70点以上75点未満	5点	// 74点以上76点未満	7.5点
		// 72点以上74点未満	5点
		// 70点以上72点未満	2.5点
// 70点未満	0点	// 70点未満	0点

③若手技術者の活用 配点を見直します。

	現行	改正
配置あり	10点	5点
配置なし	0点	0点

④登録基幹技能者の活用【新設・試行予定】

一部工種の発注において、施工技術の維持向上・育成・確保を目的として「登録基幹技能者」の活用を評価項目とします。

登録基幹技能者の配置	※29年度は、対象とする工種等や運用方法の検討を含め、試行とする。	5点
------------	-----------------------------------	----

【参考】(一財)建設業振興基金「登録基幹技能者とは」
<http://www.yoi-kensetsu.com/kikan/about.html>

⑤優良工事表彰に関する項目

(1)対象範囲及び配点を見直します。

現行		改正	
高知県表彰 知事賞又は優良賞 2回以上	10点	高知県表彰 知事賞又は優良賞	5点
// 1回	7.5点		
高知県表彰 所長賞 2回以上 又は 他機関表彰(※1)	5点	高知県表彰 所長賞 又は 他機関表彰(※2)	2.5点
高知県表彰(所長賞) 1回	2.5点		
表彰なし	0点	表彰なし	0点

	現行	改正
(※1) 他機関表彰 の対象範囲 の変更	公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)に定めるものをいう。)の発注者(高知県及び市区町村を除く。)が、工事の成績に基づき行う表彰	国土交通省表彰のうち局長表彰又は事務所長表彰を対象とする。 (表彰種別は問わない。)

(2)【平成30年度から】加点対象とする表彰の期間を見直します。

	現行・29年度	30年度～
対象期間	5年 (平成24～28年度)	3年 (平成27～29年度)

3 試行等で前年度の取扱いを継続するもの

◆予定価格の事後公表

建設工事、委託業務とも、請負対象金額1,000万円以上のものは、予定価格を「事後公表」とする。

◆独禁法の遵守に係る誓約書の特例

契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関する誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

◆現場代理人の常駐義務緩和

現場代理人の常駐義務について、一定の条件で緩和する措置を継続する。